

意見の聴取通知書

年 月 日

様

野田市長



野田市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則第3条・第7条第4項の規定により次のとおり通知します。

- 1 意見の聴取の日時
- 2 意見の聴取の場所
- 3 意見の聴取をしようとする事項

注意

- 1 出席の際は、この通知書を持参してください。
- 2 意見の聴取の期日にやむを得ない理由により出席できないときは、意見の聴取の期日の2日前までに意見聴取期日延期願を市長に提出してください。
- 3 正当な理由がなく出席しないときは、意見の聴取の権利を放棄したものとみなします。
- 4 代理人又は弁護人を出席させる場合は、代理人出席届又は弁護人出席届を意見の聴取の期日の2日前までに市長に提出してください。

(代理人の場合は、別記第3号様式による委任状の添付を要します。)